

●香川県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年3月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 318号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市西山字中将382番3地先から 東かがわ市西山字中将382番4地先まで	9.3～13.6	32	平成16年香川県告示第171号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年3月7日